

登録研修機関開設準備支援

平成28年度より、都内で登録研修機関を開設する際に必要となる初度備品購入費（吸引装置、シュミレーター等）について、補助を行っています。

登録研修機関とは・・・たんの吸引等の特定行為を行うことのできる介護職員等を養成する研修を実施する機関（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和46年5月26日法律第30号）附則第4条第2項）

1 補助対象：以下の要件を満たす事業者

- 登録要綱に基づき、都の登録研修機関の登録を受けた民間事業者であること。ただし、都における初回の登録に限る。
- 登録研修機関の法人及びグループ企業以外の介護職員を喀痰吸引等研修の対象者とする。
- 喀痰吸引等研修の基本研修を毎年度1回以上実施する予定であること。

2 補助対象経費

対象経費	基準額	補助率
喀痰吸引研修に必要な機械器具（吸引装置一式、経管栄養用具一式、処置台又はワゴン、吸引訓練モデル、経管栄養訓練モデル、心肺蘇生訓練用機材一式、人体解剖模型）購入費（*）	2,000千円	10/10

※都における初回の登録研修機関登録日の前3か月間に係る実支出額

詳細については以下担当までお問合せください。

4 問い合わせ先

【不特定多数の者対象（1・2号研修）】

東京都 福祉保健局 高齢社会対策部 介護保険課 介護人材担当
（電話）03-5320-4267

【特定の者対象（3号研修）】

東京都 福祉保健局 障害者施策推進部 地域生活支援課 在宅支援担当
（電話）03-5320-4579



たんの吸引等の研修を始める事業者に経費の補助を行っています。

～登録研修機関開設準備支援～

東京都では平成28年度より、都内でたんの吸引等研修を始める事業者に対して、たんの吸引等研修機関を開設する際に必要となる初度備品購入費（吸引装置、シュミレーター等）について、補助を行っています。

登録研修機関とは・・・たんの吸引等の特定行為を行うことのできる介護職員等を養成する研修を実施する機関。基本研修（講義・演習）だけでなく実地研修を実施。

1 補助対象：以下の要件を満たす事業者

- 都の登録研修機関の登録を受けた民間事業者であること。ただし、都における初回の登録に限る。
- 登録研修機関の法人及びグループ企業以外の介護職員をたんの吸引等研修の対象者とする事。
- 喀痰吸引等研修の基本研修を毎年度1回以上実施する予定であること。

2 補助対象経費

- 対象経費
たんの吸引等研修に必要な機械器具（吸引装置一式、経管栄養用具一式、処置台又はワゴン、吸引訓練モデル、経管栄養訓練モデル、心肺蘇生訓練用機材一式、人体解剖模型）購入費
※都における初回の登録研修機関登録日の前3か月間に係る実支出額
- 金額
購入金額に応じて、**最高200万円まで補助します。**

3 申請の流れ

- ① 東京都で定める基準に従い登録研修機関としての申請を行います。
基準の例：一定の研修を受けた看護師、研修実施委員会の設置、備品の確保等
※補助対象となる備品はこの段階で必要となります。
- ② 東京都より登録研修機関としての登録を行います。
- ③ 登録後、購入した機械器具に関する補助金の申請を行います。
主な必要な書類：購入した器具の購入日、金額がわかる書類（見積書、領収書等）
※登録後に補助金の申請となるため、備品の購入時期には注意が必要です。
- ④ 東京都より審査後、最高200万円まで支払いを行います。

4 事業の詳細

東京都福祉保健局のホームページより以下にお進みください

【不特定多数の者対象（1・2号研修）】

<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/tankyuuin.html>

【特定の者対象（3号研修）】

<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/shougai/jigyo/tankyuuin/kenshukikan.html>

5 問合せ先

【不特定多数の者対象（1・2号研修）】

東京都 福祉保健局 高齢社会対策部 介護保険課 介護人材担当

（電話）03-5320-4267

【特定の者対象（3号研修）】

東京都 福祉保健局 障害者施策推進部 地域生活支援課 在宅支援担当

（電話）03-5320-4579

